

最高裁判決への対応を踏まえた支給事務の基本的な枠組み（案）

支給事務の基本的な枠組み（案）

※ 本資料は追加給付を行う場合の支給事務の対応の方向性について、厚生労働省においてまとめた資料

現在保護を受給中

H25.8月以降、同一の自治体で保護を受給している場合

世帯主に職権で給付
(追加で給付決定した旨を書面で通知)

現在の自治体から支給

※ A市で受給後に保護廃止になり、再度現在A市で受給している場合は、過去の支給分についてもあわせて支給

※ 各自治体のシステム改修により、システム内のデータを抽出（システム内にデータがなく、紙媒体のみの場合は、紙にて確認）し、その結果を「計算ツール」に転記・入力することで自動的に計算

H25.8月以降、複数の自治体で保護を受給している場合

各自治体から、当該自治体での受給期間中の情報・データに基づき、それぞれ支給

※ 過去における他の自治体の受給期間分は、当時の世帯主から当時の自治体への申出に基づき支給

現在は被保護者ではない（保護廃止）

自治体において、当時の詳細な情報・データがない場合がある

※ 保存期間満了により、保護受給当時の「最低生活費（金額）」の情報がない場合があるが、「世帯主氏名」「住所」「保護開始、停廃止年月日」は永久保存としている

世帯主からの申出
(必要事項を記入し、必要書類を添付)

保護受給当時の自治体から支給

※ 各自治体のシステム改修により、システム内のデータを抽出（システム内にデータがなく、紙媒体のみの場合は、紙にて確認）し、その結果を「計算ツール」に転記・入力することで自動的に計算

システム内のデータや紙媒体がない場合は、当時の世帯主本人からの申出内容や添付書類等をもとに確認した結果を「計算ツール」に入力することで自動的に計算

支給事務フロー（案）

<①現在、当該自治体で保護受給中の世帯>

1 対象世帯の把握

現在、保護受給中の世帯のうち、当時の保護受給の有無について、保護台帳、保護決定調書、ケース番号登載簿や、システム内にあるデータに基づき確認。



2 新たな基準額に基づく最低生活費の算定(当該自治体において受給していた期間分)

基本的には、パターン①②のケースが想定される

【パターン①】当時の最低生活費の詳細情報・データ(保護決定調書)がある場合

→当該情報・データを元にシステム改修・計算ツールにより新たな基準額に基づく最低生活費の額を算定(差額を追給)

※ システム内のデータがある場合、基準額算定に必要な当時の最低生活費の額を抽出するシステム改修を実施。

抽出された月ごとの最低生活費の額を元に新たな基準額を計算ツールにより自動計算して新たな基準額を算定。

なお、システム内のデータは必ずしも正確ではない場合がある(遡及変更等)ため、必要に応じてケース記録等による確認も実施。

※ 紙媒体の情報のみの場合、当該情報又は世帯情報等を計算ツールに入力することにより算定(パターン②の場合も同様)。

【パターン②】当時の最低生活費の詳細情報・データはないが、保護台帳等がある場合

→「保護台帳等」により、当時の世帯状況(世帯人員、世帯員の生年月日、各種加算)や受給期間を確認。

当該情報・データを元に、計算ツールにより新たな基準額に基づく最低生活費の額を算定(差額を追給)

【パターン③】当時の最低生活費の詳細情報・データ及び保護台帳等もない場合

→「ケース番号登載簿(永久保存)」により、世帯主氏名、保護開始、廃止年月日を確認。あわせて当時の住民票情報、障害手帳の有無等、当時の最低生活費算定の基礎情報を確認し、当該情報を計算ツールに入力することにより算定。

※ 過去に他の自治体で保護受給している場合には、当時の自治体に申出を行うよう助言や本人の申出書の作成手続きを支援。

特に、当時の自治体における保護受給歴や保護決定情報を把握している場合(ケース移管等)には、当該情報を踏まえて申出書の作成を支援するとともに、当時の自治体に本人の申出書を送付するなど必要な支援を実施。



3 職権による追給決定の決裁及び通知



4 保護費の預貯金口座に追給額を振り込み 又は 口座がない場合は現金給付

<②保護廃止世帯・過去に当該自治体で保護受給していた世帯(現在、別の自治体で保護受給中の世帯を含む)>

1 当時の世帯主からの申出

当時の世帯主から、当時の世帯主氏名、住所、世帯員氏名、生年月日、各世帯員ごとの受給期間、障害者加算等の算定有無、振込先口座等についての申出を受理。当該申出には、障害者手帳等の挙証資料を添付。



2 対象世帯の確認

申出書記載の内容を踏まえ、当時の保護受給の有無について、保護台帳、保護決定調書、ケース番号登載簿やシステム内にあるデータに基づき確認。

※ 少なくとも、ケース番号登載簿(永久保存)により、当時の世帯主氏名、住所が合致するか確認。



3 対象世帯に対する新たな基準額に基づく最低生活費の算定

【パターン①】当時の最低生活費の詳細情報・データ(「保護決定調書」)がある場合

→当該情報・データを元にシステム改修・計算ツールにより新たな基準額に基づく最低生活費の額を算定(差額を追給)。

【パターン②】当時の最低生活費の詳細情報・データはないが、「保護台帳」等がある場合

→「保護台帳等」により、当時の世帯状況(世帯人員、世帯員の生年月日、各種加算)や受給期間を確認。

当該情報・データを元に、計算ツールにより新たな基準額に基づく最低生活費の額を算定(差額を追給)。

パターン③のケースが一定数あると想定

【パターン③】当時の最低生活費の詳細情報・データ及び「保護台帳」等もない場合

→「ケース番号登載簿(永久保存)」により、世帯主氏名、保護開始、廃止年月日を確認。あわせて当時の住民票情報、障害手帳の有無等、当時の最低生活費算定の基礎情報を確認し、当該情報を計算ツールに入力することにより算定。



4 追給決定の決裁及び通知

※保護決定調書や保護台帳の情報・データがなく、かつ、ケース番号登載簿(永久保存)も網羅的に保存されていない場合

→関係部署への確認(年金掛金の法定免除の有無(当時20~65歳の場合)、市町村税担当部署の生活保護受給情報、国民健康保険の未加入履歴等)や、必要に応じ本人に挙証資料(預貯金通帳記帳の振込履歴や保護決定通知書等)の提出を求め、これらの客観的情報により保護受給歴の有無を確認。



5 申出書に記載の預貯金口座に追給額を振り込み 又は 口座がない場合は現金給付

支給額計算のイメージ（案）

【パターン(1)】 保護決定調書（最低生活費認定額）のデータがシステム上保存されている場合

自治体事務の正確性確保や簡素化の観点から、システムに保存されている最低生活費のデータを元に、計算ツールを用いて自動計算。

→ 各月の最低生活費に、一定率をかけて支給額を自動計算。

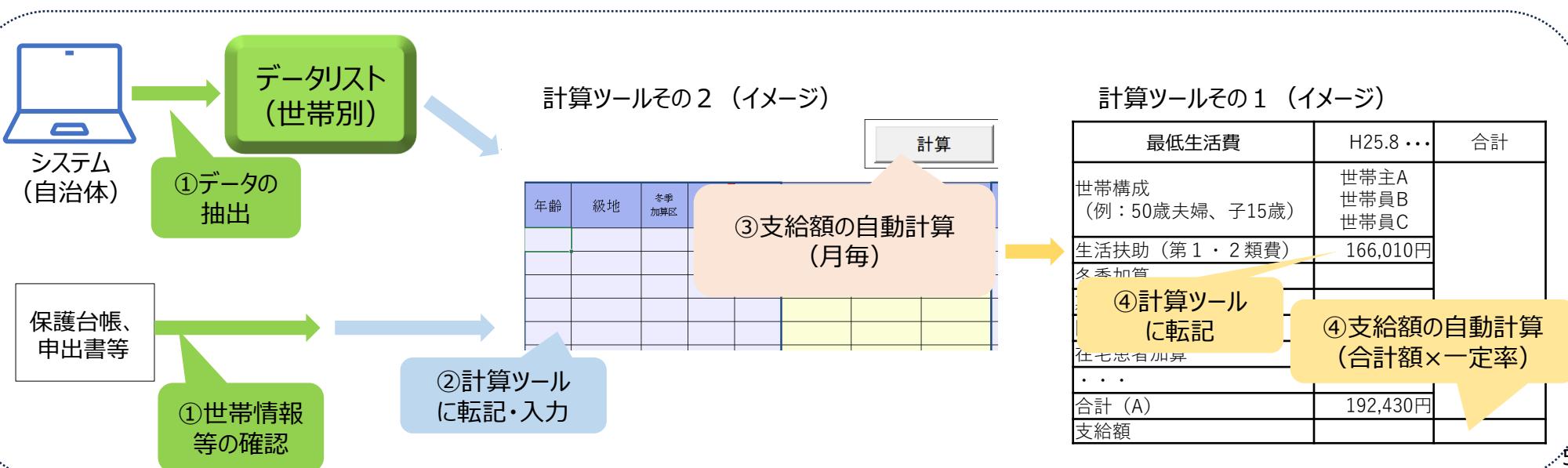
自治体での事務内容	
① データの抽出	生活保護システムの改修を行い、 <u>計算に必要なデータ（※）を機械的に抽出</u> ※ 各月の世帯構成、最低生活費（第1・2類費、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、救護施設等の基準額、期末一時扶助、各種加算）
② ①を計算ツールへ転記	<u>抽出したデータを、支給額の計算ツールその1（国から自治体へ配布）へ転記</u>
③ 支給額の自動計算	<u>計算ツールその1により、支給額（差額）を自動計算</u>



【パターン(2)】保護決定調書（最低生活費認定額）のデータがシステム上保存されていない場合

保護台帳等や、本人からの申出書などにより確認された、当時の世帯員氏名、生年月日、受給期間、加算の算定の有無等の情報・データをベースに、当該情報・データを計算ツールに入力し、自動計算。

自治体での事務内容	
① データの抽出 又は 世帯情報等の確認	・生活保護システムの改修を行い、 <u>計算に必要なデータ（世帯構成等）を機械的に抽出</u> 又は ・保護台帳（紙媒体）や申出書等により、 <u>世帯情報等（世帯構成、年齢、加算有無）を確認</u>
② ①を計算ツールへ入力	<u>世帯構成等を計算ツールその2（国から自治体へ配布）へ入力</u>
③ 当時の最低生活費の自動計算（月毎）	<u>世帯構成や年齢等に応じた最低生活費（当時）を自動計算</u>
④ ③を計算ツールに転記 支給額の自動計算	受給期間に応じて、③の計算（月毎）を繰り返し、 <u>計算ツールその1に転記</u> <u>計算ツールその1により、支給額（差額）を自動計算</u>



情報・データがない場合の基準・加算等の確認方法（案）

- 保護決定に係る詳細な情報・データ（保護決定調書（最低生活費認定額））があれば当該情報・データに基づき算定。
また、保護決定に係る詳細な情報がない場合には、保護台帳やケース記録による確認を行い、当該情報に基づき算定。
- 「廃止後5年」を経過した世帯など、上記情報がない世帯（ケース番号登載簿のみで、世帯主の保護受給期間のみ分かる場合等）の加算等について
は、以下により確認を簡素化。
 - 通常（居宅基準）より減額となる「入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、救護施設の基準額等」の確認方法
 •本人からの入院・入所の申出があった場合は、当該申出を踏まえて基準額を算定（基本的には客観的な情報の確認を要しないと整理）
 - 加算により増額となる「障害者加算、母子加算等」の確認方法
 •本人からの加算の申出があった場合には、添付された挙証資料や必要に応じ自治体の担当部署等に確認を行い算定

[デフレ調整の影響を受ける基準・加算等] ※冬季加算はH25.8月からH27.9月分まで、母子加算はH25.8月からH30.9月分までデフレ調整の影響

基準の内容	対象者・支給人数 (R5.7月時点)	現在の金額 (1級地、月額)
居宅	約186万人	77,980円 (68歳)
入院患者日用品費	入院患者 約7万人	23,110円
介護施設入所者 基本生活費	介護施設入所者（介護保険施設） 約3.5万人	9,880円
介護施設入所者 加算	介護施設入所者かつ障害者加算・母子 加算が算定されない者 約2.7万人	9,880円
救護施設等 の基準額	救護施設等の入所者 約1.5万人	64,140円 (救護施設)
障害者支援施設等	(被保護者調査上、集計なし)	23,110円
児童福祉施設等	(被保護者調査上、集計なし)	計上しない
期末一時扶助	居宅、救護施設等の入所者 約187万人	14,160円 (居宅、単身)

基準の内容	対象者・支給人数 (R5.7月時点)	現在の金額 (1級地、月額)
冬季加算（※）	居宅、入院・介護施設、救護施設等 約197.5万人	12,780円 (居宅、1級地 - 1、 I 区)
障害者加算	障害のある者（身体1～3級、障害年金 1・2級）約37万人	26,810円 (居宅、身体1・2級、 年金1級)
母子加算（※）	ひとり親世帯で子どもを養育する者 約7万 人	18,800円 (居宅)
在宅患者加算	結核患者（現に治療を受けている、または、 医師の診断により栄養の補給が必要）等 約220人	13,270円
妊娠婦加算	妊娠及び産婦（妊娠～出産後6か月以 内）約2,200人	13,790円 (妊娠6か月以上)
放射線障害者加算	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律による認定を受けた者等 約70人	46,760円 (現在罹患者)
20歳未満控除 (勤労収入にかかる控除)	20歳未満で勤労収入がある者 約6,800世帯	11,600円

【参考】情報・データがない場合の加算等の確認方法の例（案）

基準の内容	基準生活費、加算等の確認方法の例 (保護決定調書、保護台帳、ケース記録等により確認困難な場合)
障害者加算	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳・障害年金に係る国民年金証書、通知書・障害担当部署・年金事務所への照会
母子加算	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当の証書、通知書・児童扶養手当担当部署への照会・世帯構成・年齢を踏まえ、当時の世帯構成などを戸籍謄本等で確認
在宅患者加算	<ul style="list-style-type: none">・結核治療に係る書類等・自治体内のレセプト端末で、通院実績を検索
妊産婦加算	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳・世帯構成・年齢を踏まえ、当時の世帯構成などを戸籍謄本等で確認
放射線障害者加算	<ul style="list-style-type: none">・被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類・市町村の担当部署への照会
20歳未満控除 (勤労収入にかかる控除)	<ul style="list-style-type: none">・給与明細等就労していたことを証する資料・通帳履歴

【参考】申出書のイメージ（案）

※保護廃止世帯等に係る様式

平成25年8月からの生活扶助基準改定に係る生活扶助費の追加給付に関する申出書

○○県知事・市区町村長 殿

申出年月日
現住所
氏名

下記のとおり相違ないため、追加給付について申し出ます。

1. 世帯構成（平成25年8月以降に生活保護を受けていた世帯で、本書類で追加支給を申し出る対象者）

世帯主・世帯主との続柄（※3）	氏名	現住所・当時住所	生年月日	生活保護受給期間（※4）	死亡（申出時点）（※5）
世帯主	○○ ○○	○○市○-○	○年○月○日	○年○月～ ■年■月	
世帯員（続柄）	○年○月～ ▲年▲月～	○

2. 振込口座（銀行名・支店名、預金種別、口座名義、口座番号）（※6、7）

3. 1の方のうち、当時の加算額等の確認のため、以下の事項に当てはまるものに○を付けてください。また、挙証資料（写し）を添付してください。

申出に係る加算等	算定の有無	添付が必要な挙証資料の例（※7）
入院患者日用品費（※9）	あり（氏名、期間、医療機関名）/なし	-
救護施設等基準生活費、介護施設入所者基本生活費等（※10）	あり（氏名、期間、施設名・施設類型）/なし	-
障害者加算	あり（氏名、期間）/なし	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、障害年金に係る国民年金証書、年金通知書
母子加算	あり（氏名、期間）/なし	児童扶養手当の証書、通知書
妊産婦加算	あり（氏名、期間）/なし	母子健康手帳
在宅患者加算	あり（氏名、期間）/なし	結核治療に係る書類等
放射線障害者加算	あり（氏名、期間）/なし	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類
20歳未満控除	あり（氏名、就労先、期間）/なし	給与明細等就労していたことを証する資料、通帳履歴

（裏面に補足・留意事項が続きます）

<裏面>

【補足・留意事項】

※1 不正に本給付を受けた場合には、刑法の規定によって処罰されることがあります。

※2 複数の自治体で生活保護を受給していた場合は、それぞれの自治体あてに申出書を提出ください。

※3 本申出は当時の世帯主が行うものとなります。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申し出を行ってください。（準ずる者は、～の順。）

※4 大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

※5 死亡している場合は給付の対象外となりますので、該当する世帯員に○を記入願います。

※6 振込口座の名義は、世帯主人名義のものに限ります。

※7 振込口座がない場合は、自治体の窓口での現金給付、現金書留により支給するため、別途現住所へ案内書類をお送りします。

※8 できる限り加算等の記載がある保護決定通知書も添付願います。

※9 1ヶ月以上入院した期間がある場合は「あり」に記載。

※10 救護施設、更生施設、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に入所した期間がある場合は「あり」に記載願います。

【参考】保護追給決定通知書のイメージ（案）

保護追給決定通知書

殿

○○県知事・市区町村長

平成25年8月からの生活扶助基準改定に係る生活扶助費に係る追加給付について、下記のとおり決定し、通知します。

1. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助
程度（支給額）	○○円
対象期間	平成○年○月～平成○年○月

2. 保護を決定した理由

平成25年8月からの生活扶助基準改定に係る生活扶助費の追加給付

<(別添)内訳詳細イメージ>

最低生活費	程度（支給額）	備考
生活扶助（第1・2類費）	○○円	
冬季加算	○○円	
期末一時扶助	○○円	
障害者加算	○○円	
母子加算	○○円	
...	...	
支給額		

死亡した世帯員がいる場合の支給額の計算方法（案）

**<1・2類費> 当時の世帯ベース（死者含む）で算定した差額給付額について死者分を人数按分で除いて支給
 <加算> 死者に係る加算は差額給付の算定対象外、死者以外に係る加算は算定対象として支給**

（具体的な算定イメージ）以下の事例で、仮に〇%の上乗せが必要とされた場合

パターン1 世帯主A（障害者加算あり）が死亡の場合

H25.8月分：（1・2類費分） 166,010円×〇%×2/3

パターン2 世帯員B（障害者加算なし）が死亡の場合

H25.8月分：（1・2類費分） 166,010円×〇%×2/3 (a)
 （障害者加算分） 26,420円×〇% (b) → (a)+(b)

支給額の算定イメージ（3人世帯（障害者加算あり）、1級地－1、東京都区部（冬季加算VI区））

H25.8～H26.3 基準額		基準額①	基準額②	遁減率① (3人の場合)	遁減率② (3人の場合)	Aの額 (「1類基準額①合計×遁減率①」+2類基準額①)	Bの額 (「1類基準額②合計×遁減率②」+2類基準額②) ※上記の額がA×0.9より少い場合は、A×0.9の額	A×2/3+B×1/3	
居宅（第1類）	世帯主A（50歳）※障害者加算ア	38,180	38,250	1.0000	0.835	171,730	154,557	166,010	
	世帯員B（50歳）	38,180	38,250						
	世帯員C（15歳）	42,080	38,070						
	合計	118,440	114,570						
居宅（第2類）	基準額（3人）	53,290	57,500	/		/			
	冬期加算額（3人） vi区	4,690	/		/		/		
期末一時扶助費（居宅）（3人）		22,680	/		/		/		
障害者加算ア		26,420	/		/		/		
障害者加算イ		17,600	/		/		/		
在宅患者加算		13,080	/		/		/		
妊娠加算（妊娠6ヶ月未満）		8,990	/		/		/		
妊娠加算（妊娠6ヶ月以上）		13,590	/		/		/		
産婦加算		8,350	/		/		/		
放射線障害者加算（1）		42,430	/		/		/		
放射線障害者加算（2）		21,220	/		/		/		

国・自治体における支給事務に関する主な役割（案）

国の役割

○自治体における支給事務への支援

- ・事務フロー、支給事務マニュアル作成、Q&Aの発出
- ・自治体からの疑義照会への対応
- ・計算ツールの提供やシステム改修に関する技術的助言
- ・人員体制、システム改修、通知発送、広報・相談等の各種経費に関する財政支援

○対象者に対する広報・周知

- ・厚労省HP（特設サイト）を設け、概要、Q&A、申出書の各自治体の提出先窓口一覧等を掲載
- ・各種広報媒体を活用した周知、各種相談対応 等

○相談センター（仮称）における相談・問い合わせへの対応

- ・申出書の作成等に関する対象者からの相談や問い合わせへの対応、申出先について必要に応じて自治体と連携して確認を行い、申出先の自治体に適切につなげる等の支援

自治体の役割

○支給事務の実施

- ・非常勤職員等の雇い上げ、業務委託等による実施体制の確保
- ・システム改修や計算ツール活用など差額給付に向けた事前準備
- ・保護受給中の者に対する追加給付額の決定・支給
- ・保護廃止の者に関する申出書の受理及び追加給付額の決定・支給

○対象者に対する広報・周知

- ・ケースワーカーから保護受給中の者への周知
- ・自治体HP掲載や自治体広報紙等による周知